

生活困窮者自立支援事業

多久市生活自立支援センターだより すてっぴ

第34号（2019年10月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

『年金生活者支援給付金制度』がはじまります

2019年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、年金生活者支援給付金を受け取れる方には、2019年9月頃に日本年金機構から手続きのご案内が送付されています。なお、2019年4月2日以降に老齢・障害・遺族基礎年金の受給を始める方は、年金の裁定請求手続きを行う際に、あわせて年金生活者支援給付金の認定請求の手続きを行ってください。※年金生活者支援給付金の初回の支払いは12月中旬となります。

★給付金を受け取れる方

老齢年金生活者支援給付金

- 65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
 - 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
 - 前年の公的年金等の収入金額※とその他の所得との合計額が879,300円以下である。
- ※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

障害年金生活者支援給付金

- 障害基礎年金の受給者である。
 - 前年の所得（※1）が4,621,000円（※2）以下である。
- ※1 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。
- ※2 扶養親族の数に応じて増額。

遺族年金生活者支援給付金

- 遺族基礎年金の受給者である。
 - 前年の所得（※1）が4,621,000円（※2）以下である。
- ※1 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。
- ※2 扶養親族の数に応じて増額。

対象となる方には、
「日本年金機構」からこのよ
うな封書が届きます。



多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）
【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590
【相談時間】8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始
北島（主任相談支援員）・安藤（家計改善支援員）小野原（家計改善支援員）

文責：安藤（家計改善支援員）